

【2019 年 8 月 22 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第 163 号 ■

目次

【トピックス】

1. 「労使関係セミナー」の参加者募集中！（参加無料）
～ 9 月 20 日に九州、以降各地で順次開催します～
2. 生産性向上、雇用管理改善のために「人材確保等支援助成金（人事評価改善等
助成コース・設備改善等支援コース）」の活用を検討してみませんか？
3. 「自営型テレワーク活用セミナー」を 9 月に大阪、10 月に愛知で開催
～「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の説明をします～
4. 中小企業事業主の皆さま テレワークを導入してみませんか？
～助成金の交付申請受付は 12 月 2 日（月）までです～
5. 「テレワークセミナー」の参加者募集中！（参加無料）
～名古屋（8 月 29 日）・東京（9 月 17 日）で開催します～
6. 「テレワークに関する体験型イベント」の参加者募集中！（参加無料）
～大阪（11/7）・新潟（11/15）・福岡（11/22）で開催します～
7. 「無期転換ルール」への対応や「多様な正社員」制度導入を検討している企業
を無料でサポートします（専門家派遣のご案内）
～多様な働き方を進めることで、人材の確保・定着にも有効です～
8. 「労働契約等解説セミナー2019」の参加者募集中！（参加無料）
～全国 47 都道府県で開催します～
9. 「令和元年度 過重労働解消のためのセミナー」の参加者募集中！（参加無料）
～全国 47 都道府県で、9 月から順次開催します～
10. 「労働条件（RJ）パトロール！」を無料提供中
～労働関係法令学習用のスマートフォンアプリです～
11. 「働き方改革関連法等読み解きセミナー」の参加者募集中！（参加無料）
～経営指導員、中小企業診断士、企業の人事労務担当者などを対象に、9 月か
ら全国 19 都市で開催～

【トピック 1】「労使関係セミナー」の参加者募集中！（参加無料）

～ 9 月 20 日に九州、以降各地で順次開催します～

中央労働委員会では、企業の人事労務担当者や労働組合の役職員などを対象に、「労使関係セミナー」を開催しています。現在、9月20日（金）に九州で開催するセミナーの受講者を募集中です。【事前申込制・参加無料】

このセミナーは、裁判例や労働法制に関する情報を広く発信することで、労働紛争の未然防止と早期解決を図り、その解決をサポートする労働委員会についての認識を皆さまに深めていただくことを目的としています。

九州地区セミナーへの参加ご希望の方は、以下の福岡県労働委員会のホームページから申し込みができます。

【開催日時・場所】

日時：9月20日（金）14：00～17：00 （開場 13：30）

会場：アクロス福岡 （福岡市中央区天神 1-1-1）

【申込方法など詳細はこちら】

福岡県労働委員会ホームページ

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/roudouinkai.html>

【お問い合わせ先】

福岡県労働委員会事務局 調整課 小島、松本

電話 092（643）3980

FAX 092（641）4455

また、このセミナーは、他の地区でも順次開催していきますので、詳細は中央労働委員会のホームページでご確認ください。「労使関係セミナーの御案内」に「開催案内・受講申込書」を掲載しています。

【労使関係セミナー開催状況の詳細はこちら】

中央労働委員会ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/churoi/roushi/index.html>

【トピック2】生産性向上、雇用管理改善のために「人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース・設備改善等支援コース）」の活用を検討してみませんか？

人材不足を解消するには、事業主による雇用管理改善などの取り組みを通じて「魅力ある職場」を創出し、従業員の職場定着などを図ることが重要です。厚生労働省では、雇用管理改善に取り組み、生産性向上、賃金アップおよび職場定着を図る事業主の皆さまに、「人材確保等支援助成金」の支給を行っています。ぜひご活用ください。

① 人事評価改善等助成コース

【助成金の概要】

事業主が、生産性向上のための能力評価を含む人事評価制度と2%以上の賃金アップを含む賃金制度を整備し、実施した場合、制度整備助成（50万円）を支給します。

さらに、人事評価制度などの適切な運用を経て、生産性向上および労働者の賃金の2%以上のアップや離職率低下の目標をすべて達成した場合、目標達成助成（80万円）を支給します。

【助成額】

制度整備助成：50万円

目標達成助成：80万円

【助成額などの詳細はこちら】

人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199313.html>

② 設備改善等支援コース

【助成金の概要】

生産性向上に資する設備など（※）への投資を通じて、生産性向上、雇用管理改善（賃金アップなど）を図る事業主に対して助成金を支給します。

（※） 175万円以上の設備などの導入が助成の対象となります。

【助成額】

雇用管理改善計画期間や設備導入費用に応じて異なりますが、支給要件を満たした場合、50万円から最大で450万円が助成されます。

【助成額などの詳細はこちら】

人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200778.html>

【お問い合わせ先】

助成金の申請は各都道府県労働局で受け付けていますので、詳細については最寄りの都道府県労働局までお問い合わせください。

雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧

(都道府県労働局職業安定部職業対策課など)

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>

【トピック 3】「自営型テレワーク活用セミナー（※）」を9月に大阪、10月に愛知で開催
～「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の説明をします～

このセミナーは、「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」を理解することで、自営型テレワークを活用する発注者および仲介事業者と自営型テレワーカーが、トラブルを未然に防止し、円滑に業務を進められるようにすることを目的としています。

(※) 会社に雇用されることなく請負契約などにより、主に自宅などでテレワークを行う方や、そのような方へ業務委託をしたいと考えている事業者の方などに向けた説明会です。

■自営型テレワーク活用セミナー in 大阪

【開催日時・場所】

日時：9月20日（金）10:00～12:00 （開場9:30）

会場：エル・おおさか（大阪府中央区北浜東3-14）

【申込方法など詳細はこちら】

自営型テレワークに関する総合支援サイト「HOME WORKERS WEB」

<https://homeworkers.mhlw.go.jp/seminar/20190920.html>

■自営型テレワーク活用セミナー in 愛知

【開催日時・場所】

日時：10月4日（金）10:00～12:00（開場9:30）

会場：ウインクあいち（名古屋市中村区名駅4-4-38）

【申込方法など詳細はこちら】

自営型テレワークに関する総合支援サイト「HOME WORKERS WEB」

<https://homeworkers.mhlw.go.jp/seminar/20191004.html>

【トピック4】中小企業事業主の皆さま テレワークを導入してみませんか？

～助成金の交付申請受付は12月2日（月）までです～

テレワークは、パソコンやインターネットといった情報通信技術（ＩＣＴ）を利用して、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。ワーク・ライフ・バランスの向上、優秀な人材の確保、災害などにより出社困難な時の事業継続など、さまざまなメリットがあります。

厚生労働省では、「時間外労働等改善助成金（テレワークコース）」を設け、在宅やサテライトオフィスでの就業など、多様な働き方を実現するテレワークに取り組む中小企業事業主に助成金（1企業当たりの上限150万円）を支給し、テレワークの導入を支援しています。

【支給対象となる取組】

以下のいずれか1つ以上実施。

- ・ テレワーク用通信機器の導入・運用（※）
 - ・ 保守サポートの導入
 - ・ クラウドサービスの導入
 - ・ 就業規則・労使協定等の作成・変更
 - ・ 労務管理担当者や労働者に対する研修、周知・啓発
 - ・ 外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング
- （※）パソコン、タブレット、スマートフォンは支給対象となりません。

助成金の申請手続き、その他テレワーク全般に関するご相談は、下記「テレワーク相談センター」までお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

テレワーク相談センター（委託先）

電話 0120（91）6479

E-mail sodan@japan-telework.or.jp

<https://www.tw-sodan.jp/>

【トピック5】「テレワークセミナー」の参加者募集中！（参加無料）

～名古屋（8月29日）・東京（9月17日）で開催します～

テレワークは、パソコンやインターネットといった情報通信技術（ICT）を活用して、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。

テレワークを活用すると、さまざまな生活スタイルに応じた働き方が可能となり、企業の生産性の向上にもつながります。しかし、テレワークには、労務管理やセキュリティの確保が難しいといった課題もあります。このため、厚生労働省では、労務管理上の留意点、テレワーク導入事例の紹介、導入企業の体験談など、テレワークに必要な情報に関するセミナーを、8月29日（木）に名古屋、9月17日（火）に東京で開催します。【事前申込制・参加無料】

セミナー終了後には、個別ブースを設けて、労務管理面や情報通信技術面で企業が抱える個別具体的な課題などについて、セミナー講師が直接アドバイスする「個別相談会」を実施します。テレワークの導入を検討している、または導入後に課題を抱えている事業経営者、人事・労務管理などご担当の方は、ぜひご参加ください。

【セミナー内容】

- ・テレワーク導入事例の紹介
- ・テレワーク導入企業の体験談紹介
- ・テレワーク実施時の労務管理上の留意点
- ・情報通信技術面における留意点

【開催日時・場所】

■名古屋（定員 140 人）

日時：8月29日（木）13:00～15:45（開場 12:30）

会場：ウインクあいち（愛知県産業労働センター）901 大会議室

（〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38）

■東京（定員 200 人）

日時：9 月 17 日（火）13:00～15:45 （開場 12:30）

会場：TKP 神田ビジネスセンター301

（東京都千代田区神田美土代町 3-2 神田アベビル 3 F）

【申込方法など詳細はこちら】

「厚生労働大臣表彰 輝くテレワーク賞」の「テレワークセミナーのご案内」

<https://kagayakutelework.jp/seminar/>

【トピック 6】「テレワークに関する体験型イベント」の参加者募集中！（参加無料）

～大阪（11/7）・新潟（11/15）・福岡（11/22）で開催します～

【トピック 4】および【トピック 5】でお伝えしたように、テレワークを活用すると、さまざまなメリットがあるほか課題もあります。

このため、厚生労働省では、テレワークの利用に興味のある方を対象に、労務管理上の留意点および事例紹介、1 人 1 台の情報端末を使用したテレワーク体験など、情報通信機器を利用したテレワークに関する「体験型イベント」を、11 月 7 日（木）に大阪、11 月 15 日（金）に新潟、11 月 27 日（金）に福岡で開催します。【事前申込制・参加無料】

【イベント内容】

- ・テレワーク実施時の労務管理上の留意点と事例紹介
- ・情報通信機器利用によるテレワーク体験
- ・テレワーカーとの意見交換

【開催日時・場所】

■大阪

日時：11 月 7 日（木）

午前の部 10:00～12:30 （開場 9:30）

午後の部 14:00～16:30 （開場 13:30）

会場：富士ゼロックス Document CORE Osaka

（〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町 3-5-7）

■新潟

日時：11 月 15 日（金）

午前の部 10:00～12:30 (開場 9:30)

午後の部 14:00～16:30 (開場 13:30)

会場：朱鷺メッセ

(〒950-0078 新潟市中央区万代島 6 番 1 号)

■福岡

日時：11 月 22 日 (金)

午前の部 10:00～12:30 (開場 9:30)

午後の部 14:30～17:00 (開場 14:00)

会場：富士ゼロックス DOCUMENT HUB Square Fukuoka

(〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前 1-6-16)

※各会場とも定員は 30 人

【体験型イベントの申込方法など詳細はこちら】

テレワークに関する体験型イベント

<http://teleworkevent.jp/>

【トピック 7】「無期転換ルール」への対応や「多様な正社員」制度導入を検討している企業を無料でサポートします（専門家派遣のご案内）
～多様な働き方を進めることで、人材の確保・定着にも有効です～

厚生労働省では、「無期転換ルール」への対応や「多様な正社員」制度の導入を検討している企業を無料でサポートしています。社内制度化を検討するために、必要な助言や支援を行う社会保険労務士などのコンサルタントを派遣します。

「無期転換ルール」への対応を円滑に行うためには、無期転換後の労働条件などの制度設計を行い、それに従って就業規則の整備などの社内制度化を図る必要があります。

コンサルタントは全国に配置されており、相談料などはすべて無料です。2回の訪問で効率的に実施できますので、ぜひこの機会に、「無期転換ルール」に関する社内制度を整備してみましょう。

■無期転換ルールとは

「無期転換ルール」とは、有期労働契約が更新されて契約期間が通算 5 年を超えたときに、有期契約労働者からの申し込みによって、無期労働契約に転換されるル

ールのことです。

■多様な正社員とは

「多様な正社員」とは、いわゆる正社員と比べ、職務内容や勤務地、勤務時間などに限定がある社員のことで、限定正社員やジョブ型正社員とも呼ばれます。

【無期転換コンサルタントによる主な支援内容】

- ・ 社内制度化に向けた課題把握
- ・ 制度導入に向けた助言・援助
- ・ 就業規則の整備などについての助言

【2次募集締切】

10月31日（木）

※定員に達し次第、募集を締め切る場合があります。

【募集定員】

100社程度

【申込方法など詳細はこちら】

無期転換ルールに関する取組に対する啓発支援事業

<https://www.mukitenkan.jp/consulting>

【お問い合わせ先】

厚生労働省「無期転換ルールに関する取組に対する啓発支援事業」事務局

PwC コンサルティング合同会社（委託先）

電話 03（6869）5037 ※受付時間 10:00～17:00（月～金）

E-mail consulting-jimukyoku@mukitenkan.jp

【トピック8】「労働契約等解説セミナー2019」の参加者募集中！（参加無料）
～全国47都道府県で開催します～

厚生労働省は、労働者や事業主、人事労務担当者などを対象に、「安心して働くための労使をつなぐルールである「労働契約」に関するセミナー参加者を募集しています。【事前申込制・参加無料】

このセミナーでは、「労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎」、「無期転換ルール」、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に関する基本的な事項を分かりやすく解説します。セミナー終了後には、労働時間や労働契約、無期転換ルールに関する個別相談会を開催します。

なお、このセミナーは、どなたでも無料でご参加いただけますので、ご関心をお持ちの方は、ぜひご参加ください。

【開催地域】

全国 47 都道府県

【参加費・テキスト代】

無料

【対象者】

どなたでもご参加いただけます。

【セミナー時間】

受付時間 12:00～13:00

セミナー 13:00～15:45

個別相談 15:45～16:45

【申込方法】

<http://労働契約等解説セミナー.site/>

FAX 075 (741) 7862

※下記の「お問い合わせ先」にお電話いただければ、申込用紙をお送りします。

【お問い合わせ先】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2019」事務局

ランゲート株式会社（委託先）

電話 075 (741) 7862 ※受付時間 9:00～18:00（月～金 除祝日）

※その他、「中小零細規模企業向けセミナー」、「労働者向けセミナー」への講師の無料派遣も受け付けています！

（詳しい内容は、労働契約等解説セミナーホームページをご確認ください。）

【トピック 9】「令和元年度 過重労働解消のためのセミナー」の参加者募集中！

(参加無料)

～全国 47 都道府県で、9 月から順次開催します～

厚生労働省は、事業主、企業の人事労務担当者・管理者、総務の方などを対象に、過重労働防止対策に必要な知識やノウハウを習得するためのセミナー参加者を募集しています。【事前申込制・参加無料】

このセミナーでは、「過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策」、「取組事例紹介」などの具体的事例を交えて、分かりやすく紹介します。セミナー参加者には、すぐに使える取組カレンダー（B3判）をプレゼントします。

なお、このセミナーは、どなたでも無料でご参加いただけますので、ご関心をお持ちの方は、ぜひご参加ください。

■過重労働解消のためのセミナー概要

開催地域：全国 47 都道府県

開催回数：64 回（予定）

定員：各回先着 100 人程度

【お申込みなど詳細はこちら】

過重労働解消のためのセミナー

<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

LINE からの申込みはこちら

アカウント名：過重労働解消セミナー事務局

LINE ID：@kaju-seminar

アカウント URL：<http://nav.cx/67Lz2iS>

【お問い合わせ先】

厚生労働省委託事業 過重労働解消のためのセミナー事業事務局

株式会社 東京リーガルマインド（委託先）

電話 03（5913）6085 ※受付時間 9：00～17：00（月～金）

E-Mail kaju-seminar@lec-jp.com

【トピック 10】「労働条件（RJ）パトロール！」を無料提供中
～労働関係法令学習用のスマートフォンアプリです～

厚生労働省は、学生や就労経験の浅い若者などが、労働条件に関する法律の知識について、クイズやマンガを通して手軽に学習することができる、スマートフォンアプリ『労働条件（RJ）パトロール！』を、App Store（iPhone）やPlayストア（Android）で無料提供しています。

このアプリでは、個性豊かなキャラクターと一緒に架空の会社をパトロールして、労働関係法令の知識を、クイズやマンガを通して楽しみながら身につけることができます。また、労働関係法令に関する情報の閲覧や労働条件に関する相談窓口の連絡先を確認するなどの機能も付いています。

【アプリのダウンロードはこちらから】

ポータルサイト「確かめよう労働条件」にバナー掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

【トピック 11】「働き方改革関連法等読み解きセミナー」の参加者募集中！（参加無料）

～経営指導員、中小企業診断士、企業の人事労務担当者などを対象に、9月から全国19都市で開催します～

厚生労働省では、中小企業を支援している経営指導員、中小企業診断士、税理士、働き方改革に取り組もうと考えている経営者、企業の人事労務担当者などを対象とした「働き方改革関連法等読み解きセミナー」を、今年の9月から来年1月にかけて、全国19都市で全26回開催します。【事前申込制・参加無料】

4月より働き方改革関連法が順次施行され、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の時季指定、同一労働同一賃金への対応など、各企業では働き方改革に取り組む必要があります。

そこで、主に中小企業の経営を支援されている専門家の方々に、働き方改革関連法の内容を分かりやすく解説するほか、働き方改革に取り組むために必要な情報を提供します。

皆さまの参加をお待ちしております。

【令和元年度の開催予定】

北海道	9月2日(月)	北海道自治労会館
宮城	10月29日(火)	日立システムズホール仙台シアターホール
群馬	11月8日(金)	前橋テルサ
埼玉	12月10日(火)	JA 共済埼玉ビル
千葉	12月20日(金)	千葉市文化センター
東京①	10月7日(月)	亀戸文化センター
東京②	10月8日(火)	亀戸文化センター
神奈川①	9月4日(水)	万国橋会議センター
神奈川②	9月13日(金)	万国橋会議センター
新潟	9月30日(月)	新潟テルサ
富山	11月22日(金)	富山県教育文化会館
愛知①	12月5日(木)	ウインクあいち
愛知②	12月6日(金)	ウインクあいち
京都	12月2日(月)	京都テルサ
大阪①	12月12日(木)	エル・おおさか
大阪②	12月13日(金)	エル・おおさか
兵庫	10月16日(水)	神戸市産業振興センター
広島	11月11日(月)	島国際会議場
香川	11月18日(月)	レクザムホール
福岡①	10月21日(月)	福岡県消防会館
福岡②	10月28日(月)	福岡県消防会館
熊本	11月26日(火)	くまもと県民交流館パレア

(令和2年)

静岡	1月17日(金)	CSA 貸会議室レイアップ御幸町ビル
福島	1月24日(金)	福島県青少年会館
東京③	2月3日(月)	中野サンプラザ
東京④	2月4日(火)	中野サンプラザ

※セミナー時間は2時間または2時間半を予定しています。

【申込方法など詳細はこちら】

公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会（委託先）

電話 03 (5283) 1030

<https://www.zenkiren.com/jutaku/senmonka/index.html>

-
-
- ★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplusk.jp/stop_form.php
 - ★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplusk.jp/contact.php>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用しています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-
-